

5 各機関・団体における支援業務

1 栃木県

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。

また、国その他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

支援業務	概要	窓口・連絡先
(1) 犯罪被害者総合相談	犯罪被害者等が直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。	くらし安全安心課 028-623-2154 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(2) 犯罪被害者等見舞金の給付	故意の犯罪行為により死亡された方の遺族や、重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担を軽減するため、見舞金を給付します。	
(3) 犯罪被害に関する法律相談の公費負担	(公社)被害者支援センターとちぎやとちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)で弁護士相談が必要とされた県内在住の犯罪被害者等に対して、県が相談費用を負担します。 ※1人1回1時間まで	《犯罪被害全般》 くらし安全安心課 028-623-2154 《性暴力被害》 人権男女共同参画課 028-623-3601
(4) 性暴力被害による医療費等の公費負担	とちエールに相談した被害者等で、医療機関での診療等が必要と認められた方には、一定の要件のもとで県が医療費を負担します。	人権男女共同参画課 028-623-3601
(5) 犯罪被害者等の県営住宅への優先入居	犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対しては、県営住宅の入居者を決定する抽選の際に優先措置があります。 提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります。 (対象要件等) 県営住宅の入居者資格を満たす方で、次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方 ①犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等 ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等	※一時的な入居は、住宅課 028-623-2486 にお問い合わせください。 ※県営住宅の入居に関する相談先は、県営住宅の所在地ごとに異なります。 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15

(6) 配偶者等からの暴力被害者の県営住宅への優先入居	配偶者及び生活の本拠をともにする交際相手からの暴力被害者が、県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選において優先措置があります。 提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります。 (対象要件等) 県営住宅の入居資格を満たす方で、次のいずれかに該当する方 ①配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者 ②配偶者暴力防止法に基づき裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者	※一時的な入居は、住宅課 028-623-2486 にお問い合わせください。 ※県営住宅の入居に関する相談先は、県営住宅の所在地ごとに異なります。 ※土日、祝日を除く 8:30~17:15
※(5)(6) 県営住宅の入居に関する相談先	①栃木県住宅供給公社中央支所 ※宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町の県営住宅 (宇都宮市仲町 1-1 栃木県地域づくり機構ビル 2F)	028-626-3198
	②栃木県住宅供給公社栃木支所 ※栃木市、小山市、壬生町、下野市 (栃木市神田町 6-6 下都賀庁舎内)	0282-23-6604
	③塩那プラザ ※矢板市、さくら市、高根沢町 (矢板市末広町 34-7)	0287-47-7174
	④那須プラザ ※那須塩原市、大田原市 (那須塩原市末広町 53)	0287-74-5901
	⑤佐野プラザ ※佐野市 (佐野市高砂町 2791 加嶋屋ビル 1F)	0283-85-7871
	⑥わたらせプラザ ※足利市 (足利市通 3 丁目 2589 足利織物会館 1F)	0284-20-1717
(7) 薬物乱用相談	大麻・覚醒剤・危険ドラッグなどの乱用に関する相談を受け付けています。	医薬・生活衛生課 《電話相談》 028-623-3779 ※土日、祝日を除く 8:30~17:15 《メール相談》 yakuran184@gmail.com
(8) 労働相談	職場での処遇や待遇、従業員の労働管理など、労働者や使用者からの労働問題全般に関する相談を受け付けています。	労働政策課 028-623-3535 ※土日・祝日・年末年始を除く 8:30~17:15

2 市町 ※対応する窓口がない場合や、支援項目の名称が異なる場合があります。

栃木県内では、すべての市町で犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害者等が置かれた状況によって多岐にわたり、支援業務も多くの部局にまたがっています。

主な支援制度について記載していますが、実施市町が限られているものもあります。

詳しくは、お住まいの市町犯罪被害者相談窓口へお問い合わせください。

支援業務	概要・対象要件等	窓口
(1) 犯罪被害者相談業務	犯罪被害者等が直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。	別表1（P112）参照 ※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。
(2) 犯罪被害者等見舞金の給付	栃木県内すべての市町で、故意の犯罪行為により死亡された方の遺族や、重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担を軽減するため、申請に基づき見舞金を給付しています。	
(3) 遺族基礎年金	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子や子がいる配偶者に支給します。 次の①から④のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。 ①国民年金の被保険者である間に死亡したとき ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき ※死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること（または、死亡日前1年間の国民年金の保険料を納付しなければならない期間に、保険料の滞納がないこと）が必要です。 ③老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき ④老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき	各市町年金担当課

(4) 障害基礎年金	国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる場合があります。 次の要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。 ①障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に 20 歳に達したときは、20 歳に達した日）に、障害等級表に定める 1 級又は 2 級に該当していること。 ②初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が 3 分の 2 以上あること。 ※初診日が令和 8 年 4 月 1 日前にあるときは、初診日において 65 歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。 また、20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。	各市町年金担当課
(5) 特別障害給付金	国民年金任意加入対象者であった方が、当時、任意加入していない期間にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残っている場合などに一定額を支給します。 《対象要件》 国民年金任意加入対象であった平成 3 年 3 月 31 日以前の学生や、昭和 61 年 3 月以前の厚生年金、共済組合等加入者の配偶者の方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金 1、2 級相当の障害の状態にあるとき。	各市町年金担当課など
(6) 特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に対して、手当を支給します。 ※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所 （別表 6）（P115） 町障害福祉担当課

(7) 身体障害者手帳・療育手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。 手帳の取得により、更生医療の給付や障害福祉サービスの利用、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、各種手当の給付、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。 ※診断書作成料は有料です。 《対象要件》 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方	市福祉事務所 （別表6）（P115） 町障害福祉担当課
(8) 精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。 手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、携帯電話料金の割引などが受けられます。 ※診断書作成料は有料です。 《対象要件》 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方	市福祉事務所 （別表6）（P115） 町障害福祉担当課
(9) 高額療養費の支給（国保・後期高齢者医療制度）	医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。 ※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町国保担当課 高齢者医療担当課
(10) 自立支援医療費支給制度	精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が、原則として1割になります。 ※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所 （別表6）（P115） 町障害福祉担当課

(11) 重度心身障害者医療費助成制度	心身に重度の障がいがある方が、病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合、その自己負担分を助成する制度です。 ただし、入院に係る食事療養費は除きます。 《対象要件》 ①身体障害の程度が1～2級の方 ②知的障害の程度がIQ35以下の判定を受けた方 ③身体障害の程度が3級～4級であって、IQ50以下の判定を受けた方 ④精神障害者保健福祉手帳1級と認定された者 ※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所 (別表6)(P115) 町障害福祉担当課
(12) こども医療費助成制度	生まれた日から高校3年生までのこどもの医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。 一部の市を除き医療機関の窓口での支払がいない現物給付方式です。	各市町医療助成担当課
(13) ひとり親家庭医療費助成制度	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方に対し、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。 《対象要件》 市町内に住所があり、離婚や死別、遺棄などの理由で父(母)と生計を同じくしていない(ひとり親)か、父(母)が一定の障害の状況にある児童を監護している母(父)又は養育している方など ※所得額により支給できない場合があります。詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町児童福祉担当課
(14) 生活保護制度	資産、能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方に対し、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、厚生労働省で定める最低生活費から収入を差し引いた差額を、保護費として支給します。 ※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所 (別表6)(P115) 県健康福祉センター(町部) (別表7)(P116)

(15) 母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童及び寡婦などに対し、その経済的自立や児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行います。 貸付金を利用できる方は次のとおりです。 ・20 歳未満の子を扶養している母子家庭の母とその児童 ・20 歳未満の子を扶養している父子家庭の父とその児童 ・20 歳未満で父母のいない児童 ・寡婦（かつて母子家庭の母であった方） ・40 歳以上の配偶者のいない女性 ※現在扶養している子のない方は、所得制限あり	市福祉事務所 （別表6）（P115） 県健康福祉センター （町部） （別表7）（P116）
(16) 高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、6 月以上養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活負担軽減のための給付金を支給します。 このほか、養成機関を修了した際には、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。 次の要件にすべて該当する方が対象となります。なお、入学前の事前相談が必要です。 ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得基準にあること ②養成機関で 6 月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ③仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの ④過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと	市福祉事務所 （別表6）（P115） 県健康福祉センター （町部） （別表7）（P116）
(17) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職やキャリアアップのためにあらかじめ指定された「教育訓練給付講座」を受講し、修了した場合に、受講に要した経費の一部が支給となる事業です。 次の要件に該当する方が対象となります。 ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得基準にあること ②教育訓練講座を受講することが、就職やキャリアアップに必要と認められること ③原則、過去に訓練給付金の支給を受けて	市福祉事務所 （別表6）（P115） 県健康福祉センター （町部） （別表7）（P116）

	いないこと	
(18)母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや栃木県母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。 原則、児童扶養手当受給者としています。 ※生活保護受給者については対象外です。	市福祉事務所 (別表6)(P115) 県健康福祉センター(町部) (別表7)(P116)
(19)遺児手当	父母の一方あるいは両親を亡くした義務教育修了前の児童を養育している方に対して、児童1人につき月額3,000円を支給します。県内に住所があり、次のいずれかに該当する方に対し、住民税所得割が非課税の場合に支給されます。 ①父母の一方が死亡した児童を監護している父又は母で、現に配偶者を有しないとき ②父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合に、児童と同居、監護し生計を維持している者 ③両親が死亡した児童を養育している者 ※児童を養育する方がいないときは、児童のうち年長の方に対して支給されます。	各市町児童福祉担当課
(20)児童手当	中学校終了前までの児童を養育しており、所得制限限度額未満の方に支給します。 なお、所得制限限度額以上の方については、所得上限限度額未満の場合、特例給付を支給します。 ①所得制限限度額未満の方(児童手当) 【0歳から3歳】月額一律15,000円 【3歳以上小学校修了前】 月額10,000円 (第3子以降は15,000円) 【中学生】月額一律10,000円 ②「所得制限限度額」以上、「所得上限限度額」未満の方(特例給付) 児童1人あたり一律5,000円 ※詳しくは、お住まいの市町窓口(公務員の方は勤務先)にお問い合わせください。	各市町児童福祉担当課
(21)児童扶養手当	対象要件に該当する児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(政令に定める程度の障害のある児童は20歳未	各市町児童福祉担当課

	満))を監護している父、母又は養育する方に対して支給します。 県内に住所があり、次のいずれかに該当する児童が支給対象となります。 ①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害の状態にある児童 ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父又は母が方正により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで出産した児童 ⑨父母共に不明である児童 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	
(22) 障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害児(20歳未満)に対して支給されます。 ただし、障害を支給事由としている年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所 (別表6)(P115) 町障害福祉担当課
(23) 特別児童扶養手当	心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、又はその養育者に対して支給されます。 ただし、障害を支給事由とする年金を受給している児童及び施設に入所している児童は除きます。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所 (別表6)(P115) 町障害福祉担当課
(24) 要保護及び準要保護児童生徒援助費	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町学校教育担当課など
(25) 第3子以降保育料等免除	原則として、生計を同じくする世帯で3人以上のこどもがいる家庭は、保育所、認定こども園等に通う3人目以降のお子さんについて、保育料(0～2歳児)及び副食費(3～5歳児)が免除になります。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町児童福祉担当課

	わせください。	
(26) 一時預かり	様々な事情によって家庭において保育できない場合、保育所や幼稚園で一時的に就学前のこどもを預かります。利用料金は有料です。保育所等、認定こども園、において、「一時預かり事業」の利用料が無償化の対象となるには、新たに「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町児童福祉担当課
(27) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで一時的に養育・保護を行っています。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町児童福祉担当課
(28) 無料法律相談	経済的問題で法律相談ができないことのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士などによる無料の法律相談等を実施している市町もあります。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町民相談担当課
(29) 住民票の写しの交付等の制限	配偶者からの暴力（DV）やストーカー被害から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、居所を探されるおそれがある住民票や戸籍の附票などの書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。 申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を行った上で、支援措置を行います。 《対象要件》 ①配偶者による暴力の被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの ②ストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの ③児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの、又は監護等を受けることに支障が生	各市町戸籍担当課

	じるおそれがあるもの ④その他①～③に掲げるものに準するもの	
(30) 登録型本人通知制度	住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を抑止するため、住民票の写しなどの証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町戸籍担当課
(31) 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居・一時入居	犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等は、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。 また、提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町公営住宅担当課
(32) 配偶者等からの暴力被害者の公営住宅への優先入居・一時入居	配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や交際相手からの暴力被害者は、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。 また、提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。	各市町公営住宅担当課

3 栃木県警察

公的機関として被害の届出を最初に受理することが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関の1つです。

支援業務	概要	窓口・連絡先
(1) 事件・事故への対応	発生した事件・事故について捜査を行い、被疑者の検挙、被害者の救護・保護にあたります。	《事件・事故の緊急電話》 110 番 《上記以外の事件・事故》 各警察署（別表2） （P113） ※24 時間対応
(2) 被害者に関する情報の保護	性犯罪等の被害者等の保護が特に必要な一定の刑事事件については、被害者の氏名等を秘匿措置した上で捜査し、被疑者を検挙した際は、被害者特定事項秘匿事件として検察庁に送致します。	各警察署事件担当課 （別表2）（P113）
(3) 相談業務	犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。	《施策担当窓口》 警察本部 県民広報相談課 犯罪被害者支援室 028-621-0110
(4) 被害者の手引の作成・配布	刑事手続の概要や捜査への協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度や各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し、事件・事故の被害者や遺族に配布しています。	《被害者への教示窓口》 各警察署事件担当課 （別表2）（P113） 高速道路交通警察隊 （鹿沼市茂呂 24-1） 0289-76-2856
(5) 被害者連絡制度	刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が、事件・事故の被害者や遺族に連絡をします。	※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(6) 地域警察官による被害者訪問・連絡活動	犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。 また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。	各警察署事件担当課 （別表2）（P113） 最寄りの交番、駐在所 ※24 時間対応
(7) 各種相談窓口	住民からの各種要望や相談に応じる窓口として、警察本部に県民相談室を設置しています。 また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談など個別の相談窓口を設けていま	

県民相談室	す。 24 時間対応	#9110（全国共通） ※管轄する都道府県警につながります。 028-627-9110 028-621-0110
警察本部犯罪被害者支援室	土日、祝日を除く 8:30～17:15	
性犯罪被害相談電話	24 時間対応	#8103（全国共通） （ハートさん） ※管轄する都道府県警の性犯罪被害相談電話につながります。 0120-87-4152
ヤングテレホン	少年に関する悩みや困りごと相談 土日、祝日を除く 9:00～16:00	
(8) カウンセリング等	カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。 また、一定の犯罪被害に関し、精神的被害が深刻な場合等には、被害者等が自由に選択した医療機関等への精神医療受診に関する診療費、カウンセリング費用の公費支出を行っています。 ※一定の要件があります	《施策担当窓口》 犯罪被害者支援室 028-621-0110 《被害者への教示窓口》 各警察署事件担当課 （別表 2）（P120） 高速道路交通警察隊 0289-76-2856 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(9) 犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。給付金には、次の 3 種類があります。 ① 遺族給付金 犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 ② 重傷病給付金 重傷又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給 ③ 障害給付金 障害等級 1 級～14 級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等	警察本部犯罪被害者支援室 028-621-0110 各警察署事件担当課 （別表 2）（P113） ※土日、祝日を除く 8:30～17:15

	に基づいて算定した額を支給 ※申請受付は、申請者の住所地を管轄する各都道府県警察が取り扱います。	警察本部犯罪被害者支援室 028-621-0110 各警察署事件担当課 (別表2)(P113)
(10) 初診料等の公費支出	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、次の費用などを公費で負担します。 ① 傷害等を負われた方 診断書料、初診料等 ② 性犯罪被害に遭われた方 診断書料、初回診察費用、緊急避妊費用、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用 ③ 御家族を亡くされた方 検案書料、遺体修復費用、遺体搬送費用 ※それぞれ一定の要件があります。	※土日、祝日を除く 8:30~17:15
(11) 再被害防止	犯罪被害者等が、同じ加害者から再び生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。	
(12) 性犯罪被害者への支援	性犯罪被害相談窓口の設置、女性警察官による捜査、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担(初診料、診断書料、緊急避妊費用等)等を行っています。 【再掲】性犯罪被害相談電話 #8103(全国共通) ※24時間対応	
(13) 被害少年への支援	被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置して専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。	少年サポートセンター (人身安全少年課内) ヤングテレホン 0120-87-4152
(14) 児童虐待事案への対応	児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、児童の安全確保及び保護に努めています。 事案に応じて厳正な捜査を行い、事件化する場合には必要な捜査を速やかに行います。	※土日、祝日を除く 9:00~16:00 各警察署生活安全課 (別表2)(P113)
(15) 暴力団犯罪の被害者への支援	暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。	警察本部 組織犯罪対策第一課 028-621-0110 各警察署事件担当課 ※土日、祝日を除く 8:30~17:15

(16) 交通事故被害者への支援	交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。	各警察署交通（捜査）課（別表2）（P113） 高速道路交通警察隊 0289-76-2856 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(17) 配偶者からの暴力事案に対する対応	配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。	警察本部 人身安全少年課 028-621-0110 各警察署生活安全課 （別表2）（P113） ※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(18) ストーカー事案に対する対応	つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。	
(19) 被害者の一時避難場所の確保に係る公費負担制度	自宅が犯罪の現場となり、継続して居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合など、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。 ※一定の要件があります。	《施策担当窓口》 警察本部犯罪被害者支援室 028-621-0110 《被害者への教示窓口》
(20) ハウスクリーニング費用の公費負担制度	被害者の自宅等が犯罪の現場となり、犯罪に起因して汚損されて居住することが困難である場合に、ハウスクリーニング費用を公費で負担します。 ※一定の要件があります。	〔一時避難場所〕 各警察署事件担当課 （別表2）（P113） 〔司法解剖〕
(21) 司法解剖に関する経費の公費負担制度	司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するとともに、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。 公費搬送の区域は栃木県内です（県外の大学で司法解剖した場合は、この限りではありません）。	各警察署事件担当課 （別表2）（P113） 高速道路交通警察隊 0289-76-2856 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15

4 法テラス栃木

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④被害者参加人のための国選弁護人を確保する業務等、また資力の乏しい犯罪被害者が加害者に損害賠償請求の訴訟を提起する場合に、弁護士費用を立て替える等の援助を行っています。

窓 口	法テラス栃木
住 所	宇都宮市本町 4-15 宇都宮 NI ビル 2F
電話番号	0570-078318
受付時間	土日、祝日を除く 9:00～17:00

支援業務	概要・対象要件等	備考
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル	犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。	0120-079714 (なくことないよ) ※IP 電話からは、 03-6745-5601 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 (日曜祝日休業)
(2) 被害者参加人のための国選弁護制度	経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担します。 法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いた上で、被害者参加弁護士の候補を指名し裁判所に通知する業務などを行っています。 《被害者参加の申出ができる方》 殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷などの被害者本人や法定代理人、被害者が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の本人の配偶者、直系親族、兄弟姉妹 《国選弁護制度の利用条件》 被害者参加人の資力（現金、預金など）から、犯罪行為を原因として 6 ヶ月以内に支出することとなると認められる費用（治療費など）の額を差し引いた額が 200 万円未満であることが必要です。	※被害者参加制度 一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により公判期日に出席し被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加できる制度です。

(3) 被害者参加旅費等支給制度	被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。 資力等に関わらず、すべての被害者参加人が利用できます。	
(4) DV 等被害者法律相談援助	DV、ストーカー、児童虐待を受けている方に対し、資力に関わらず、弁護士による法律相談を行っています。 被害の防止に必要な相談であれば、民事・刑事問わず相談できます。 代理の方による相談は対象外です。 一定の基準を超える資産を有する方には、後日相談料（5,500 円）を負担していただきます。	
(5) 民事法律扶助	民事裁判等手続に関する援助として、一定の要件に該当する方に対し無料法律相談を行うほか、弁護士費用などの立替えを行っています。 《対象要件》 ①資力が一定額以下であること ②勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談は、この要件は不要です。） ③民事法律扶助の趣旨に適すること	※費用は、原則として毎月分割で償還いただきます。
(6) 日弁連委託援助業務	告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。 《対象要件》 ①殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力(DV)、ストーカー等の被害を受けた方やその家族 ②収入等の要件に該当すること ③弁護士に依頼する必要性・相当性があること	※要した費用について、負担をしていただく場合があります。

5 （公社）被害者支援センターとちぎ

（公社）被害者支援センターとちぎは、栃木県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体です。

犯罪被害者やその家族が平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関と連携した支援活動を行っているほか、被害者等の置かれている現状や支援の必要性についての広報啓発活動も行っています。

窓 口	（公社）被害者支援センターとちぎ
住 所	宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 2F
電話番号	028-623-6600（事務局）

支援業務	概要・対象要件等	備考
(1) 電話相談・面接相談	相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談を行っています。 必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。	《電話相談》 028-643-3940 （サンキュー支援） ※土日、祝日を除く 10:00～16:00 《面接相談》 予約制で随時実施
(2) 無料弁護士相談・無料カウンセリング	必要に応じて、予約制による無料弁護士相談や無料カウンセリングを実施しています。	《無料弁護士相談》 （予約制） 028-643-3940 毎月第3木曜日 13:00～16:00 《無料カウンセリング》 随時（予約制）
(3) 直接的支援	警察署、病院、検察庁、裁判所などへの付添いや、外出が難しい方に対する自宅訪問などを実施しています。	
(4) 自助グループへの支援	同じような被害に遭われた方同士の交流場所を提供しています。	

※詳しくは、被害者支援センターとちぎにお問い合わせください。

6 (公財) 犯罪被害救援基金

国民からの浄財を基に設立された基金で、犯罪被害者の遺児等に対する奨学金の給与事業をはじめ、犯罪被害救援事業を実施しています。

窓 口	(公財) 犯罪被害救援基金
住 所	東京都千代田区麹町 1-8 エミナビル 2F
電話番号	03-5226-1020

支援業務	概要・対象要件等	備考
(1) 奨学金等給与事業	通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を支給します(返済の必要はありません)。 《奨学生採用に係る要件》 ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等 ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等 ・学校等に在学(小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生)し、学資の支弁が困難であると認められ、修学意欲を有し、かつ、素行上の問題がない子、孫、弟妹等	《警察の相談窓口》 警察本部 県民広報相談課 犯罪被害者支援室 028-621-0110 ※土日、祝日を除く 8:30~17:15
(2) 生活の指導・相談事業	奨学生や保護者からの意見、要望、悩みなどの生活相談などに対応しています。	
(3) 支援金支給事業	犯罪により稼働できない重篤な被害(捜査機関において犯罪被害と認定されているものに限り)を受けた犯罪被害者等で、現に著しく困窮しており、社会連携共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる方に支援金を支給しています。 《支給対象者》 犯罪及びこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす行為により被害を被った方又はその遺族 《支給要件》 ①加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度や保険による補填がないなど、特別な救済の対象とすべき理由がある。 ②現に著しく困窮していると認められる。 ③支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がない。	